

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
一般 国道	1 1 3 号	新潟市東区河渡新町一丁目丁 56 番 12 地先から 新潟市東区河渡新町一丁目丁 234 番 26 地先まで	前	12.1 ~ 14.6	138.3
			後	12.1 ~ 14.6	138.3
一般 国道	3 4 5 号	新潟市東区河渡新町一丁目丁 56 番 12 地先から 新潟市東区河渡新町一丁目丁 234 番 26 地先まで	前	12.1 ~ 14.6	138.3
			後	12.1 ~ 14.6	138.3